

法務省説明資料

令和6年5月22日（水）

第5回 ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループ

法務省の人権擁護機関による人権相談・調査救済制度

人権相談から問題解決までの流れ

1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員／法務大臣から委嘱された民間の方々です。現在、約14,000人の委員が全国の全ての市町村(区)に配置されています。



2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。
その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

調査救済制度のメリット

- ・国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- ・秘密は必ず守ります。
- ・経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

簡易

- ・手続に費用はかかりません。
- ・弁護士等の代理人は必要ありません。
- ・書面の作成など複雑な手続はありません。

迅速

- ・速やかに救済手続を開始します(事案によっては手続を開始しない場合があります。)
- ・短期間での解決を目指します。

柔軟

- ・事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。
- ・事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します(当事者間の関係調整や相手方に対する説示等)。
- ・手続終了後も必要に応じてアフターケアを行います。

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

1. 常設・特設相談所(電話(みんなの人権110番)又は面談による相談)

- ◆常設人権相談所・・・法務局・地方法務局及びその支局で常時開設
- ◆特設人権相談所・・・市町村役場、公民館、社会福祉施設等で随時開設



みんなの人権110番
0570-003-110(ナビダイヤル)
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

日常生活における人権問題について、
人権擁護委員及び法務局職員が相談
に応じて解決に導く

2. こどもの人権110番

- ◆法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話を設置



こどもの人権110番【通話料無料】
0120-007-110(フリーダイヤル)
ゼロゼロなのひやくとおぼん

3. こどもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布



いじめ等、先生や保護
者にも話せない悩みご
との相談に応じ、解決
に導く

4. LINEじんけん相談

- ◆チャット形式でのリアルタイムの相談

5. インターネット人権相談(SOS-eメール)

- ◆パソコン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答



【インターネット人権相談】
<https://www.jinken.go.jp/>



【LINEじんけん相談】
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html



6. 女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う相談電話を設置



女性の人権ホットライン
0570-070-810(ナビダイヤル)
ゼロななゼロのはーとらいん

7. 外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語



外国語人権相談ダイヤル
0570-090911(ナビダイヤル)

外国人のための人権相談所

法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、「『誰か』のこと じゃない」を令和6年度の啓発活動重点目標として定め、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な人権啓発活動を展開
- 法務局職員及び人権擁護委員が、地方公共団体や民間企業等と連携し、地域の実情に応じた人権啓発活動を実施

人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施（令和5年度は、約98.6万人を対象に実施）
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネットによる人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施
- 「ビジネスと人権」に関する国内外の関心を背景に、企業関係者等を対象に、不当な差別やハラスメント等、企業が関わる人権問題についての研修を実施（「大人の人権教室」）



全国中学生人権作文コンテスト

- 第42回目を迎えた令和5年度は、約76万人が参加
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和5年度は約41.6万人が参加）



人権啓発冊子・動画

- 人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない」
感染症編